

# 監査報告書

令和4年5月17日

学校法人 育英館

理事会 御中

評議員会 御中

監事 村上 博保



監事 小林 一郎



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人育英館の令和元年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人育英館の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

令和4年6月8日

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

学校法人 育英館  
理事長 松尾 恵子

